



Title	第10回 NPT 再検討会議と核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2023, 72(5), p. 162-133
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/90010
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

黒澤 満

はじめに

- I 核軍縮の進展状況
 - (1) 核兵器国の見解
 - (2) 非核兵器国の見解
 - (3) 再検討会議における議論
- II 今後の核軍縮の方向
 - (1) 核兵器国の主張
 - (2) 非核兵器国の主張
 - (3) 再検討会議における議論
- III 核兵器禁止条約
 - (1) 再検討会議における議論
 - (2) 最終文書草案の内容
 - (3) 今後の課題
- IV 核リスクの低減
 - (1) 再検討会議における議論
 - (2) 最終文書草案の内容
 - (3) 今後の課題
- V 消極的安全保証
 - (1) 再検討会議における議論
 - (2) 最終文書草案の内容
 - (3) 今後の課題

むすび

はじめに

現在の核兵器に関する国際的規制の中心に位置づけられる核不拡散条約

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

(NPT) の第10回再検討会議が、2022年8月1日から26日の4週間にわたって国連本部で開催された。1970年3月に発効したNPTは、それまでに核兵器を保有していた米・英・仏・中以外の新たな核兵器保有国の出現を防止することを主目的としているが、それだけでは差別的であるので、核兵器国に対して核軍縮の交渉を誠実に行うことを義務づけ、原子力平和利用の権利を締約国に認めている。

NPTは、条約の運用状況を検討するため5年ごとに再検討会議を開催することを規定している。議論の内容は上述の3本柱のすべてに及ぶが、基本的には核軍縮の進展状況の評価と今後の行動計画が議論の中心を占めてきている。今回の会議はコロナ禍のため2年遅れで開催された。

今回の会議は、ロシアのウクライナ侵攻が行われている最中に開催され、ロシアが国連憲章を含む国際法に明白に違反する侵略を行い、核兵器の使用の威嚇をさまざまに行う状況であり、国際安全保障がきわめて厳しい状況の中での会議であった。

再検討会議の冒頭に発言したグテレス国連事務総長は、「この会議は集団的な平和と安全保障にとって重大な時期に開催された。冷戦の最も激しい時期以来見られなかった核の危機の時期に開催された。今日、人類はたった1つの誤解、たった1つの誤算で、核による絶滅を迎える危機に瀕している」と述べ、現在の危機に警鐘をならしつつ、会議の重要性を強調した。

核軍縮をめぐる国際情勢がきわめて厳しい状況である上に、1つは米・中の対立に見られるように5核兵器国との間に厳しい対立があり、さらに核兵器国と非核兵器国との間に核軍縮の進展状況の評価に関する鋭い対立があり、会議開催以前から今回の会議の成功はかなり難しいと一般に考えられていた。

会議は、通常は過去5年間、ただし今回は過去7年間の核軍縮の進展状況を検討して評価し、さらに次回再検討会議までに実施すべき核軍縮措置を規定する最終文書をコンセンサスで採択することを目的として開催される。最終文書はコンセンサスによる採択であるので、1国が反対すると文書が採択されない事態となる。2005年および2015年には会議は最終文書を採択することができなかった。

会議の進行はまず各国の一般演説があり、その後3つの主要委員会に分かれて議論が継続され、委員会の議長の責任でその対象部分の最終報告草案が示され、改訂版が提出され、その後3つの委員会の最終文書草案を会議の議長の責任で1本にまとめたものが本会議に提出され、さらに議論が継続される。その提案は2度改訂され、会議最終日前日に議長により示されたが、ロシアがウクライナの原子力発電所の安全性に関する項目などに反対を表明し、会議は今回も最終文書の採択に失敗した。その意味では会議の正式の合意文書は存在しない。34頁にわたる最終文書草案は4週間にわたるきわめて活発な議論の成果であり、コンセンサスを得るために内容が薄められる傾向があるが、多くの条項はNPT締約国の全体的な意思を反映しているものであると考えることが妥当である。

NPT再検討会議では、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用が議論されているが、本稿では核軍縮の側面に考察を限定する。第1の課題は過去7年間の核軍縮の進展状況とその評価であり、第2の課題は今後の核軍縮の進展の方向を明確にすることである。その後は重要な個別的な核軍縮措置の分析であり、第3の課題は核兵器禁止条約、第4の課題は核リスクの低減、第5の課題は消極的安全保証の問題である。

I 核軍縮の進展状況

(1) 核兵器国の見解

バイデン米国大統領は核軍縮に関して以下のような書簡を会議の初日に送付した。

今日、米国政府は2026年に期限が来る新START条約を後継する新たな軍備管理枠組みを迅速に交渉する用意がある。しかし交渉はパートナーに誠実に働く意思があることを必要とする。……ロシアは米国と核軍備管理の作業を始める用意があることを示さなければならぬ。⁽²⁾

プーチン・ロシア大統領も同日以下のような書簡を会議に送付した。

ロシアはこの条約の文言および精神を一貫して支持している。我々は関連兵器の削減および制限に関する米国との2国間条約の下での我々の約束を完全に履行してきた。我々は、核戦争に勝者がありえないこと、および核戦争は決して戦われてはならないとう事実から出発する。我々は世界社会のすべてのメンバーのための平等で不可分の安全保障を維持する。⁽³⁾

米国のジェンキンス国務長官は、「米国は核兵器の役割を低減させること、および軍備管理における指導力を早期に確立することにコミットしている。今日バイデン大統領はもしロシアが誠実に行動する用意があるならば、新START条約を代替する枠組みを早急に交渉する用意があると繰り返している。この再検討会議は核衝突のリスクをどのように低減するかを議論する絶好の機会でもある。米国は包括的リスク低減パッケージを追求するつもりである。我々は中国その他の国を含むすべてのパートナーとともに、リスク低減と戦略的安定の努力を行う用意がある」と述べている。⁽⁴⁾

中国は、「国際的核軍縮を進展させるためには、共通の安全保障という概念を支持することが必要である。中国は世界的な戦略的安定性およびすべての国安全保障を損なわないという原則にコミットしており、いかなる時にもいかなる状況においても核兵器を第一に使用しないことを引き受けている。中国は国家主権、安全保障、領土保全を守りながら、国家安全保障を守るために必要な最低レベルの核能力をいつも保持している」と述べている。⁽⁵⁾

（2）非核兵器国の見解

非核兵器国は全般的に核軍縮の進展に関しては否定的な見解を示している。たとえばイスラエルは、「安全保障戦略における核兵器の役割の低減に進歩が見られないことは心配なことである。『第一不使用』あるいは『唯一の目的』の広範な採択に向けての顕著な進展がなかったし、強力な消極的安全保証の採択に向けての進展さえなかった」と批判的に述べている。⁽⁶⁾

アイルランドも、「我々は前回の再検討会議以来核軍縮に関する具体的進展がなかつたことを正直に認めなければならない。アイルランドは、会議が核リスクの低減と核兵器の具体的削減の実際的措置を含む即時の行動に合意することを要請する」と主張している。⁽⁷⁾

オーストリアも、「NPT 第6条が、特にその精神が履行されたと言うことは困難である。13000の核兵器が9核保有国に所有されたままであり、それらの国はすべて核の使用または使用の威嚇を定めた安全保障ドクトリンを維持している。これらのドクトリンは人類全体に重大なリスクを与えるものであり、したがつてすべての国のために共通の安全保障を消滅させるものである」と強く非難している。

また NAC（新アジェンダ連合）も、「現実に、核兵器国および拡大核安全保証の下にある諸国は、その安全保障および核ドクトリン、政策、態勢において核兵器の重要性を増加させている。これらは、核兵器のない世界という目標の達成に反することである」と核軍縮の進展のなさを指摘している。⁽⁸⁾

（3）再検討会議における議論

会議の最終文書は結局採択されなかつたため、正式の公式の最終文書は存在しないが、最終文書草案は4週間にわたる激しい議論と数回の改訂を通じて作成されたものであり、特に核軍縮の分野においてはすべての参加国が合意できる内容にきわめて近いものであると判断しても間違いがないと考えられる。⁽⁹⁾

核軍縮の進展に関連して、まず会議で積極的に評価され、「歓迎」されているのは、新 START 条約の延長であり、「会議は、戦略攻撃兵器の一層の削減と制限に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約（新 START 条約）の2026年2月4日までの延長を歓迎する」（第122項）と規定している。

次に会議で「注目」されているのは、第1は北京（2019年）、ロンドン（2020年）、パリ（2021年）で開催された核兵器国との会合であり、それは特に核リスクにつき、NPT の履行を強化するためのそれらの諸国との間での共通のアプローチに関する対話を促進した（第119項）と規定している。

「注目」されている第2のものは、2022年1月3日の「核戦争の防止および

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

軍備競争の回避に関する5核兵器国指導者の共同声明」であり、それはそこに含まれる約束の履行のための具体的な行動を核兵器国が追求する必要を確認している（第121項）。

「注目」されている第3のものは核リスクに関するもので、「会議は、いくつかの核兵器国間の2国間核リスク協定または取決めに注目する。会議は、核軍縮達成の文脈において、意図的であれ、誤算、誤通信、誤解または事故であれ、信頼醸成に貢献し、核兵器の使用のリスクを低減する詳細な措置を作成する条約締約国のイニシアティブを承認する」（第129項）と規定している。

ここまででは過去の核軍縮に関する行動に対するプラスの評価である。以下はそれとは逆に、マイナスの評価に関するものである。

まず核軍縮全体に対する「深い懸念」が表明されているのは、「会議は、世界的な核貯蔵の一層の削減における明白な進展の欠如、および2015年再検討会議以降核兵器国による軍縮コミットメントの履行の欠如に深い懸念を表明する」（第113項）という規定である。

次に「懸念」が表明されているのは、今日核兵器使用の脅威は冷戦のピーク以来いかなる時期よりも高いこと、および国際安全保障環境の悪化に対してである（第104項）。さらに会議が「非核兵器国の懸念」として注目しているのは、核兵器の量的拡大と質的改善、先進的新型核兵器の開発、および安全保障政策における核兵器の継続的役割、およびこれらの活動を取り巻く透明性のレベルに対してである（第123項）。

また会議の「失望」が表明されているのは、軍縮会議が兵器用核分裂性物質生産禁止条約の交渉をいまだに始めることができないことに対してである（第133項）。

最後に「遺憾」が表明されているのは、すべての核兵器国が核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを非核兵器国に保証する効果的で、普遍的で、無差別で、無条件の法的拘束力ある取決めの作成に関する進展の欠如に対してである（第145項）。

このように締約国の一般的な見解を表明していると解釈できる最終文書草案の内容においても、核軍縮の進展を肯定的に提示しているのは極めて少数であ

り、核軍縮の進展が見られなかつたという側面の記述が多数を占めており、過去7年間における核軍縮の進展はきわめて不十分なものであり、核軍備競争が一層進んでおり、核兵器国は核兵器に依存する態勢を強化している状況が示されている。

II 今後の核軍縮の方向

(1) 核兵器国の主張

(a) 2022年1月3日に5核兵器国は「核戦争の防止および軍備競争の回避に関する5核兵器国指導者共同声明」⁽¹¹⁾を発表した。これが発表されたのは再検討会議が予定されていた日の前日であり、再検討会議に直接向けたものである。まず、「核兵器国間の戦争の回避および戦略リスクの低減が最も重要である」と規定し、次に「核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦われてはならないと断言し」、第3に「不拡散、軍縮、軍備管理に関する協定と約束を遵守することの重要性を強調し、第6条を含めたNPTの義務を維持し続ける」と述べ、第4に戦略的リスクの低減を強調し、第5に「軍縮の進展にもっと貢献する安全保障環境の創設のため努力する」と述べている。

これに関連して5核兵器国は「戦略的リスク低減」と題する作業文書を会議に提出している。そこでは5核兵器国が戦略的リスク低減の要素として、①対話による信頼醸成と予見可能性、②明瞭性、意思疎通、理解の増大、③危機防止と危機管理の効果的なツールが示され、P5プロセスでの検討状況が紹介されている。

(b) 米国はさらに、「戦略的リスク低減における米国のリーダーシップ」と題する作業文書を提出し、リスク低減措置のための米国の支援の長い歴史を紹介し、2国間リスク低減および多国間リスク低減活動につき説明し、リスク低減は我々すべての利益であり、今後も継続しさらに発展させていくと積極的な態度を表明している。

(c) 米国はさらに英国およびフランスと共同で、「核兵器国ための諸原則と責任ある実践」と題する作業文書⁽¹⁴⁾を提出し、まず軍縮・軍備管理に関しては、

①核軍備競争の管理と制限、②CTBT の支持と発効の達成、③兵器用核分裂性物質生産の自主的モラトリアム、④NPT 非核兵器国への各国の消極的および積極的安全保証の提供を列挙している。リスク低減に関しては、後に述べるが9項目にわたる措置を提案している。

(d) ロシアは「核軍縮：共同責任の領域」と題する作業文書を提出し、「核軍縮に関しては、広い範囲のまったく正反対に対立する見解と異なるアプローチという広い範囲が合意や共通点や立場を妨げないような状況を創設することが必要である。……軍縮に向けての実際的措置への現実的なステップは、それを可能にするような国際環境がなければ不可能である。……核分野における効果的な努力のためには、健全な当初の状態あるいはそれを可能にする状態が必要である」と主張し、現状では不可能であることを示唆している。⁽¹⁵⁾

(e) 中国は、「安全の保証」と題する作業文書を提出し、後に述べるように、核兵器の第一不使用の禁止、非核兵器国および非核兵器地帯に対する核兵器の使用および使用の威嚇の禁止などを詳細に提案している。⁽¹⁶⁾

(2) 非核兵器国の主張

(a) NPDI（軍縮・不拡散イニシアティブ）は、「我々はすべてのタイプの核兵器の世界的貯蔵の一層の削減、核兵器を増加しないという約束の再確認、具体的なリスク低減措置の採択、具体的行動による取り組みを通じての透明性の拡大を含む軍縮措置の履行におけるより大きな進展を要請する」と述べている。⁽¹⁷⁾会議に提出された勧告に関する作業文書においては、①NPT 第6条の履行、②透明性、③兵器用核分裂性物質生産禁止条約、④包括的核実験禁止条約、⑤核リスク低減、⑥核軍縮検証、⑦核兵器の人道的影響、⑧軍縮・不拡散教育、⑨消極的安全保証に関してさまざまな勧告がなされている。⁽¹⁸⁾

(b) ストックホルム・イニシアティブは、「我々は核不拡散条約への我々の確固たるコミットメントを再確認する。それは核軍縮と核不拡散構造の礎石である。この条約は50年以上もの間世界の平和と安全保障にとり不可欠のものであった。しかし第6条の核軍縮の進展は明確で緊急の進展が必要である。我々は重大な時期におり、三重の——核貯蔵の削減、核兵器の役割の低減、拡散の

成功裏の防止——逆行の危険に直面している。核兵器不使用の76年の記録は維持されなければならない」と述べ、「核リスク低減パッケージ」の作業文書を提出している。そこでは、核リスクに関する国際的関心が最近前面に表れており、リスク低減措置を実施するための緊急の行動が必要とされていると述べ、今回の会議が以下の要素を含む核リスク低減のパッケージを採択することを要請している。それらは(a)宣言的な約束、(b)核兵器国とその他の締約国による明確なコミットメント、(c)条約の文脈内における後継作業を認めるような包括的プロセスの設置の決定であり、これに従ってさまざまな提案を示している。

このメンバーのうち15カ国は「核軍縮進展のためステッピング・ストーン」⁽²¹⁾という作業文書を提出し、採択すべき22の具体的な核軍縮措置を列挙しているが、特に重要と考えられるのは以下の8項目である。①核兵器が決して使用されないことの確保、②核兵器の削減または一層の削減、③核兵器の役割の低減、④核ドクトリンと宣言政策の進化した議論、⑤消極的安全保証の強化、⑥核リスクの評価、最小化、対応のための組織だった対話、⑦危機における通信および相互間の通信規約の改善または設定、⑧核兵器国間の戦略的安定性に関する対話の取組みまたは強化。

(c) アイルランド、オーストリア

アイルランドは、「今や、以前にも増してリスク低減措置が緊急に必要とされている。アイルランドはこの再検討会議でのこの措置の検討を完全に支持する。それは履行のための適切なベンチマーク、透明性と非核兵器国への参加を伴うものである。しかしリスク低減は核兵器の永久の所有を正当化するものではない」と核リスク低減問題の重要性を強調し、さらに「核兵器禁止条約(TPNW)はすでに核軍縮に関する議論を活発にしている。第1回締約国会議は、第6条の義務の履行を成し遂げる過程としての価値を示している。アイルランドは2つの条約の両立性に関する仕事を喜んで推し進める。我々はこの会議の最終文書でTPNWの積極的な貢献が反映されることを希望している」とTPNWの積極的な価値を強調している。⁽²²⁾

オーストリアは、大多数の諸国は核兵器に基づく安全保障の必要性のアプローチから核兵器の壊滅的で国境を越える潜在的に地球規模の影響について

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

の増加する強力な証拠の方向にシフトしていると述べ、「この決定的な証拠はまた核兵器禁止条約への強力なコミットメントを下支えしている。このTPNWはNPTと完全に補完的であるのみならず、核軍縮のための、また核不拡散に対するこの規範の重要で緊急に必要とされている再強化をもたらしている」とTPNWの重要性を強調している。⁽²³⁾オーストリアは、NPTとTPNWの関係についての作業文書を提出し、TPNWはNPT第6条の履行であり、両者は完全に両立するものであると主張している。さらにオーストリアは、アイルランド、カザフスタン、メキシコと共同で作業文書を提出し、⁽²⁴⁾NPT締約国は、最終文書の一部として、TPNWとNPTの両立性および補完性を承認する特別の言葉を含むべきことを勧告している。

オーストリアはまた「すべての国が第6条の義務を履行するまでの1つのキーとなる仕事はすべての人類にのしかかっている核リスクを低減することである。このキーとなる所有者の義務を巡る議論は、できるだけ使用および事故の潜在物を最小化するため、広範で、包括的で、戦略的考慮を超えるもので、⁽²⁵⁾すべての関連する措置を含まなければならない」と述べている。また核リスク低減についても作業文書を提出し、⁽²⁶⁾①現存の核兵器に結びついたリスクに関連する透明性措置、②事故、ミス、無許可または意図的な核兵器の爆発のリスクを低減および排除する措置、③核リスク低減のためのその他の措置に関して詳細に分析し提案している。

(d) NAC

NACは、「核リスクが劇的に増加している。我々は、軍縮の進展を容易にし強化する実際的措置を通じて、再検討会議においてこれらのリスクを低減する機会を持つであろう」と述べ、また「最も強力なアイディアが表れた。このアイディアは核兵器禁止条約の昨年の発効により完全なものとなった」と述べている。⁽²⁸⁾さらにNACは「核軍縮の進展にむけて」と題する作業文書を提出し⁽²⁹⁾17の勧告を行っているが、本論文との関連で重要と考えられるのは以下のものである。

(i)会議は、核兵器国に対してすべての実戦配備の核兵器をハイアラートの状況から外し、事故、誤算または意図的な核兵器の爆発のリスクを低減する

ための適切な法的および手続き的安全策を設定すべきである。

(ii) 会議は「核戦争に勝者はありえず、核戦争は決して戦われてはならない」を確認すべきである。

(iii) 会議は、大多数の締約国が NPT 第 6 条の効果的措置として核兵器禁止条約を採択したことを承認し、この条約が NPT と完全に両立し一致していることに注目すべきである。

(e) NAM

NAM（非同盟諸国）は、「グループは核軍縮および核兵器全廃に向けての多国間の努力を歓迎する。我々は核兵器禁止条約の採択、発効および第 1 回締約国会議の成功裏の開催に注目する。この条約が核兵器の全廃という目的の推進に貢献することを希望している。グループは特定の枠組み内で核兵器の完全撤廃の段階的プログラムを含む核兵器に関する包括的条約の交渉の緊急の必要性および締結を強調する。核兵器の全廃に至るまでの間、グループはあらゆる状況において核兵器の使用または使用の威嚇に反対するすべての非核兵器国に対するすべての核兵器国による効果的で、普遍的で、無条件で、無差別で撤回できない法的拘束力ある保証についての早期の交渉の開始を要請する」と述べている。⁽³⁰⁾

NAM は、「核兵器の使用または使用の威嚇に対する安全保証」と題する作業文書を提出し、以下のような主張を行っている。NPT の締約国となることにより核兵器の選択を放棄したすべての非核兵器国にとって、あらゆる状況において核兵器の使用または使用の威嚇に対する効果的で、普遍的で、無条件で、無差別で、撤回できない法的拘束力ある安全保証を受けることは正当な権利である。条約の非同盟グループは、そのような安全保証を検討する補助機関の設置を要請する。

（3）再検討会議における議論

最終文書草案は、今後の条約義務の履行の方向に関して、将来の進展が求められる領域およびその手段を識別しており、核軍縮に関しては 41 項目にわたり詳述している。本稿ではその中で特に重要と考えられる以下の 6 項目を提示す

る。

(a) 核兵器の全廃に至るまでの間、締約国は核兵器が決して再び使用されないことを確保するためあらゆる努力をすることを約束する（187-3項）。

(b) 締約国は悪化している国際安全保障環境および条約の履行と目的への影響に懸念を表明し、新たな核軍備競争は回避されなければならないことを確認する（187-5項）。

(c) ロシア連邦と米国は、新 START 条約の完全な履行、および彼らの核兵器のより低く不可逆的で検証可能な削減を達成するため2026年の条約失効以前に新 START 条約の後継枠組を誠実に交渉することを約束する（187-17項）。

(d) 核兵器国は、すべての軍事および安全保障の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割および重要性を、撤廃するつもりで、低減するための諸措置をとるべきである（187-18項）。

(e) 核兵器の撤廃に至るまでの間、核兵器国は(a)彼らが引き受けているすべての現存の安全保証を遵守し尊重すること、および(b)条約締約国である非核兵器国に対するそれぞれの国家声明に一致して核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わないことを約束する（187-32項）。

(f) 核兵器使用の壊滅的影響への深刻な懸念および特に現在の悪化した安全保障環境の結果として核兵器が使用されるリスクが増大している観点から、締約国は核戦争防止に共通の利益を持っていることを強調する。核兵器国は核兵器の使用に関するいかなる煽情的なレトリックをも控えることを約束する。核兵器国は、誤算、誤解、誤通信または事故の危険を緩和するために必要なあらゆるリスク低減措置を一層開発し、探求し、履行することを約束する（187-37項）。

III 核兵器禁止条約

（1）再検討会議における議論

会議において、まず NAC は、「会議は大多数の条約締約国が、核不拡散条約第 6 条の履行に貢献する核軍縮の効果的措置として核兵器禁止条約を採択し

たことを承認し、核兵器禁止条約が核不拡散条約の規定と完全に両立し一致していることを承認すべきである」と作業文書で主張している。次に NAM はこのグループが国連会議における核兵器禁止条約の採択に注目し、この条約が核兵器の全廃という目的を促進するのに貢献することを希望していると作業文書で述べている。⁽³³⁾

キューバは「核不拡散条約と核兵器禁止条約の補完性」と題する作業文書を提出し、核兵器禁止条約は核不拡散条約の完全性をいかなる方法でも妨げるものではなく、核兵器禁止条約は核不拡散条約第 6 条の履行に向けての必要な措置であり、核兵器禁止条約は国際安全保障、軍縮、不拡散の構造を損なわないと主張している。⁽³⁴⁾

オーストリアは、核軍縮・不拡散レジームの礎石である核不拡散条約と他の関連条約との関係に関する作業文書を提出し、第 6 条の完全な履行は核兵器を禁止する法的拘束力ある規範を必要とするが、それは2017年7月7日の122カ国による核兵器禁止条約の採択により実現したこと、さらに2021年1月22日以来効力をもつこの条約はその第 4 条において核兵器のない世界に向けての明確な道程を含んでいると述べている。

さらにオーストリア、アイルランド、カザフスタン、メキシコは、核兵器禁止条約と現存の軍縮・不拡散レジームの補完性に関する作業文書を提出し、TPNW と NPT の補完性はすでに TPNW の締約国には受け入れられているが、TPNW の非締約国間でこの補完性を強調し広めることは条約の普遍化という目的を促進すると主張し、「NPT 締約国は最終成果文書の一部として TPNW と NPT の両立性および補完性を承認する特別の用語を含めるべきである」とを強調している。⁽³⁵⁾

核兵器禁止条約の66の締約国および20の署名国は、会議において以下のような共同声明をメキシコが代表して発表した。⁽³⁶⁾

- ・我々は、核不拡散条約が軍縮・不拡散レジームの礎石であることを認め、TPNW と NPT の両立性を再確認する。
- ・我々は、TPNW の作成を鼓舞し動機づけた道徳的および倫理的命令を再述する。

- ・核兵器の使用の威嚇および増加する執拗な核レトリックに驚かされ、怯えている。
- ・核兵器は平和と安全保障を維持するのではなく、強制、威嚇、緊張増大として用いられてきた。これは核抑止理論の誤りをこれまで以上に目立たせている。
- ・核兵器の存在は、すべての国家の共通の安全保障、実際我々の存在自体を脅かしている。
- ・このような状況で、TPNW はこれまで以上に必要とされている。我々は、核兵器に一層悪の烙印を押し、非正当化し、核兵器に対する強力な強行規範を迅速に打ち立てるため TPNW の履行を進める。

（2）最終文書草案の内容

この問題については、上述のように、核兵器禁止条約支持国が条約はすでに存在するという事実の確認および条約は核不拡散条約と矛盾するものではなく、両者は相互補完的であり両立するものであるとの両者の関係についての評価について強力な議論を展開した。他方、核兵器国は TPNW が NPT を棄損するものであり、絶対に受け入れないという態度を一貫してとっていた。

最終報告草案の第 1 版は、「会議は、核兵器禁止条約が⁽³⁸⁾2017年 7 月 7 日に採択されたことを承認する。それは国連事務総長により 2017 年 9 月 20 日に署名のため開放された。会議はさらに、その条約が 2021 年 1 月 22 日に発効し、宣言と行動計画を採択して閉会した第 1 回締約国会議を 2022 年 6 月 21-23 日に開催したことを見認する」と規定していた。これは会議が TPNW の存在を承認しているものであるが、NPT と両立し補完するという実質的な点には合意は達成されていない。

その後最終文書草案自体は 5 回改訂され、この文章は最終版の前まで維持されたが、最終版においては、「宣言と行動計画を採択して閉会した」の部分が削除され、締約国会議の内容の説明が削除された（127 項）。したがって、会議における一般的な見解は、NPT との両立性および補完性には一般的な合意はないが、条約それ自体の存在は認められたと解釈される。

(3) 今後の課題

第1回締約国会議が2022年6月21-23日に開催され、核兵器禁止条約の内容がかなり充実されたが、核兵器の全面的廃絶に向けて（第4条）では、「権限ある国際的な当局」に関する議論を加速し、内容を充実させる必要がある。被害者援助、環境修復、国際協力・援助」（第6・7条）では、基本的方向は決まっているが具体的措置の明確化が必要である。「条約の普遍性」（第12条）では、核兵器国や核同盟国の早期の条約加入は考えられないので、非核兵器地帯条約締約国や非同盟諸国の加入を積極的に進め、少なくとも条約の採択に賛成した122カ国を目指すべきである。「核不拡散条約との関係」（第18条）に関する両立性と補完性については、核兵器国や核同盟国との見解の相違は当分解消できないので、条約の締約国を増加させるための努力を中心に進めるべきであろう。

IV 核リスクの低減

(1) 再検討会議における議論

核リスク低減に関する課題は、ロシアによる核兵器使用の威嚇という現実が存在したこともあり、今回の会議において特に広範に多くの諸国により議論された。この問題自身は核軍縮の中心的な課題ではなく、核兵器国間において議論されてきたものであるが、今回は非核兵器国からも積極的な議論が広く展開された。

(a) 核兵器国による議論

まず核リスク低減の概念に関して有益であるのは、米国が提出した「戦略リスク低減における米国のリーダーシップ」と題する作業文書である。⁽⁴⁰⁾ そこでの具体的な例示として、①ホットライン協定、②核リスク低減センターの設置、③弾道ミサイル発射通告、④相互的照準解除、⑤核戦争防止協定、⑥大規模戦略訓練の通告、⑦空中・海洋事故協定、⑧危険な軍事事故協定、⑨核戦争勃発リスク低減協定などが挙げられている。

ここで示されている概念は、核兵器の制限・削減・撤廃など核軍縮の中心的概念とは異なり、また核不拡散、包括的核実験禁止、兵器用核分裂性物質の生

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

産禁止などの措置とも異なり、また核兵器の意図的な使用の禁止とも異なる概念であって、主として核兵器国間において、誤解、誤算、誤通信あるいは事故などにより核兵器が使用される意図しない核兵器の使用を防止するための諸措置を示している。

会議において5核兵器国が提出した「戦略的リスク低減」と題する作業文書では、「戦略領域での核兵器に関するリスク低減とは、核兵器の使用および核兵器保有国を含む武力紛争のリスクを低減させることを基本的には意味しており、それは潜在的敵国の政策・行動・意図の誤解から生じる紛争を防止し危機を解決する努力を含んでいる」と述べ、「核兵器国は、不正確な推定による核兵器の使用のリスクを、誤認、誤通信、誤算の可能性を低減することにより制限する必要を共有している」と述べている。さらにその主要な3つの要素として、①対話を通じた信頼醸成と予見可能性、②明確性、意思疎通、相互理解の増大、③効果的な危機防止と危機管理措置を挙げている。⁽⁴¹⁾

5核兵器国間において創設され、利用されている措置として、①正式のリスク低減協定、②戦略的安定性に関する2国間定例会議、③P5プロセスの継続、④P5専門用語集の作成、⑤ドクトリン・政策の核兵器国間協議、⑥自制・安心促進の政治声明、⑦核兵器の照準解除、⑧2国間危機通信チャネルの設置・維持が列挙されている。

米国、英国、フランスにより提出された「核兵器国そのための原則と責任ある実行」と題する作業文書では、再検討会議が支持すべきリスク低減の要素として以下のものを確認している。①1945年以来の核兵器不使用の記録の保持、②核兵器国間、核兵器国と非核兵器国間の対話の促進、③核政策、ドクトリン、予算の透明化、④核兵器の照準解除、⑤情報収集と行動決定に十分な時間を指導者に確保すること、⑥核兵器の事故防止のため核兵器の安全、保安、継続的管理の維持、⑦核兵器使用に関して人間による管理の維持、⑧核兵器国間の確実な通信チャネルの設置と促進、⑨将来の軍備管理・軍縮検証要件の研究と対話。⁽⁴²⁾

(b) 非核兵器国による議論

まず NAC は、「会議は、事故・誤算・意図的な核爆発のリスクを低減させ

るため、すべての実戦配備の核兵器を高度警戒態勢から解除することを核兵器国に主張すべきである」と提案している。⁽⁴³⁾

次にスウェーデンなど15カ国によるステッピング・ストーン提案は、核兵器国に対し核リスクを評価し、最小化し、対応する組織的対話に取り組むことを要請し、具体的措置として、危機予防、危機における決定時間の延長、破壊的技術やサイバー威嚇から生じる指揮・管制への潜在的脆弱性を最小にする措置を挙げている。また核兵器国に対して、ホットラインや危機低減センターなど、相互に危機における通信を改善または設置することを要求している。⁽⁴⁴⁾

第3にNPDIは、勧告として、「会議は、核リスク低減への努力は、核兵器の全廃までの暫定的措置として、国際の平和と安全保障を維持し促進すること、および協力に導く信頼を構築するのに貢献することを認める」と述べており、会議は、実際的な核リスク低減措置の作成に向けて特に以下のことが重要であると述べている。⁽⁴⁵⁾

- ① 核兵器の透明性促進の継続的努力
- ② 核脅威に関して早期の紛争の防止と解決の追求
- ③ リスクの認識、核ドクトリン、戦力態勢に関する対話の強化
- ④ 核と通常兵器の間の曖昧さと複雑な関係を減少させる宣言による自制と努力
- ⑤ 消極的安全保証
- ⑥ 核兵器システムの運用状況の警戒態勢解除と低減
- ⑦ 通告とデータ交換協定
- ⑧ 潜在的に危険な新技術とサイバー能力に関する脆弱性の最小化
- ⑨ 軍・軍接触の促進、危機に耐えうる通信ラインとリスク低減センターの設置
- ⑩ 意図しないまたは事故による使用の防止
- ⑪ 運用の不確実性、核使用の過程、最善な実行の共有、ディエスカレートの過程の一層の研究

第4に20カ国より構成されるストックホルム・イニシアティブは、「核リスク低減パッケージ」と題する作業文書を提出し、まず政治的シグナルとしての

宣言的約束について、核兵器が使用される可能性により人類に示される継続的リスクについて深い懸念を表明し、再検討会議は、①核兵器を全廃するという核兵器国の明確な約束を再確認し、②それに必要な中間的措置として、核兵器の使用の現行のリスクのレベルを低下させることは人類の利益であることを承認し、③核兵器が二度と決して使用されないことが人類の利益であることを承認すべきであると述べている。

次に、核兵器国による新たな約束とリスク対話の拡大に関して、会議は、①リスクに対応するためあらゆる必要な措置を取るよう奨励すること、②64項目の行動計画の履行について今日まで核兵器国が行ったさまざまな透明性および報告努力を歓迎し、③核兵器国の戦略的安定性に関する対話を歓迎し、核リスク低減を標準議題として含めることを要請し、④5核兵器国に対し以下の諸問題についての対話の文脈で、核リスク低減に関する一層の努力を奨励している。

- (a) 安全保障政策における核兵器の役割を低減し、核兵器の使用に導くエスカレーションを防止し、核戦争の危険を減少させる政策およびドクトリン
- (b) 誤算、誤認および核兵器の事故による使用の危険の減少
- (c) 新たな核リスクへと導く新しい技術の可能性を減少させる措置
- (d) 防御および攻撃システムおよび対宇宙能力の開発の核リスクへの影響

第5にオーストリアなど18カ国による「核兵器に関するリスクの幅を狭くする措置およびこのリスクの増大を回避する措置」と題する作業文書では、まず「現存の核兵器に関するリスクに関する透明性措置」のタイトルの下で、以下の項目につき標準化された情報の提供が検討されるべきであるとしている。
①核弾頭の数とタイプ、②運搬手段の数とタイプ、③核兵器の役割低減のためとった措置、④核兵器使用リスクの低減のためとった措置、⑤警戒態勢解除または低下のためとった措置、⑥解体され削減された兵器・運搬手段の数とタイプ、⑦兵器用核分裂性物質の量、⑧核兵器近代化に関する計画。

次に、「事故による、ミスによる、無許可の、意図的な核兵器使用のリスクを低減し、排除する措置」として、以下の措置が列挙されている。①配備戦略核兵器の数の削減、②非戦略、非配備核兵器の数の削減、③余剰ストックの核

兵器の削減、④あらゆるタイプの核兵器の貯蔵の世界的な削減への動き、⑤核運搬手段に関するリスクの低減、⑥保有核兵器の数の削減または凍結の約束、⑦核兵器の役割の低減、⑧早期発射や警報下発射への依存の低減や中止、⑨警報下発射停止協定の締結、⑩警報レベルの低下の協定の作成開始、⑪核兵器貯蔵の安全性と保管の強化、⑫核兵器指揮管制システムのサイバー脅威からの保護、⑬CTBT 発効まで、新型技術の開発禁止とモラトリアムの維持、⑭FMCT 発効までの生産モラトリアムの維持、⑮兵器用核分裂性物質生産施設の解体、⑯消極的安全保証の完全な尊重、⑰核兵器事故に関する一層の透明性

第3に「核リスク低減のその他の措置」としては、①米ロの核軍縮条約の交渉と締結、②核兵器の全体数を増加させない約束、③警報下発射態勢の放棄、④第一不使用の採択、⑤核戦争は壊滅的結果を生み出すとの共同声明の発出、⑥法的拘束力ある消極的安全保証の交渉、⑦核と通常の両用軍事施設の回避を列挙している。

最後に、核戦争のリスクを増加させる行動の回避として、①新たな核兵器の追求、②核兵器使用の默示・明示の威嚇、③核戦争のリスクを増大させる挑発的行動、④透明性の低減、⑤核兵器第一使用の権利を主張する核態勢を列挙している。

（2）最終文書草案の内容

最終文書草案による核リスク低減に関する過去の行動に対する最初の言及は、「会議は、今日核兵器使用の脅威は冷戦の最高時以来より高くなっていることに深い懸念を表明する」（104項）という現状分析のものである。次に会議は、特に核リスクの低減および条約履行を強化する核兵器国間での共通のアプローチに関する対話を促進した北京（2019年）、ロンドン（2020年）、パリ（2021年）での核兵器国との会合に注目し（119項）、第3に会議は2022年1月3日の「核戦争の防止および軍備競争の回避に関する5核兵器国との共同声明」に注目している（121項）。第4に会議は、ある核兵器国間における2国間核リスク低減協定と取決めに注目し、さらに会議は、信頼醸成に貢献し、核軍縮達成の文脈における意図的であり、誤算、誤通信、誤解、事故であれ核兵器使用のリス

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

クを低減する念入りな措置を作成する諸国家のイニシアティブを承認している（129項）。

将来に向けての核リスク低減に関連する諸国家の行動に関しては、第1に会議はすべてのNPT締約国に対して、特に核兵器国に対して、リスク低減に関連するものを含めて、第6条の義務および核軍縮関連の約束を履行することを要請している。さらに2010年行動計画の行動21に従って、国家の政策、ドクトリン、および核リスク低減措置を含む核軍縮に関連する国家措置に関する標準報告様式を作成することを要請している（187-35項）。

第2に、締約国は、核リスクは核兵器が存在する限り存続することを強調し、核リスク低減は核軍縮にとって代わるものでもなく、核軍縮の前提条件でもないことを再確認している（187-36項）。

第3に現在の悪化した国際安全保障環境の結果として、核兵器が使用されるリスクが増大していることから、締約国は核戦争を防止するという共有する利益をもつことを承認し、核兵器国は誤算、誤解、誤通信または事故のリスクを緩和するために必要なすべての核リスク低減措置をさらに識別し、探求し、履行することを約束している（187-37項）。

（3）今後の課題

第1の課題は「核リスク低減」の概念に関するもので、その第1は「意図的な使用」を含めるかどうかであり、核兵器国は一貫して「意図的でない使用」すなわち誤算、誤解、誤通信または事故によるものにつき議論を展開している。しかしオーストリア提案は「事故による、ミスによる、無許可の、意図的な核兵器使用のリスク」として議論を行っている。また最終文書草案の129項では、「意図的であれ、誤算、誤通信、誤解、事故であれ」と規定されている。

これについては核兵器国が一貫して意図的なものを排除していることもあり、含めない概念で議論する方が生産的であるだろう。5核兵器国は共同声明において、「我々は核兵器が防衛目的に役立ち、侵略を抑止し、戦争を防止すると確信している」と述べているように、核兵器は有益であり、意図的に使用することを前提としている。他方「意図的な使用を含める」議論は、核兵器は役に

立たないし、廃絶すべきであると考えている。この基本的な相違が原因となっている。

概念に関する第2の課題は、とるべき具体的措置につきこれまで核軍縮措置として議論されてきた概念をどこまで含めるべきかという課題である。核兵器国は核リスク低減の措置は、核軍縮措置を含まず、それとは完全に別個の概念として議論を進めている。他方、非核兵器国の場合、NACは警戒態勢解除に言及し、NPDIは透明性の促進、消極的安全保証、警戒態勢解除を含み、ストックホルム・イニシアティブは核兵器の役割低減を含んでいる。オーストリア提案はタイトルが示唆するように、透明性から核兵器の数の削減など多くの核軍縮措置を含むものとなっている。

非核兵器国提案はそれぞれが考える概念に従って主張されておりそれ自体はこれらの議論の発展に有益であるが、これまでの核軍縮の議論において一定の存在を認知されている概念は別個に議論する方が論理的であり生産的であると考えられる。

最後の課題は、今後この問題をどのように発展させていくべきかというもので、5核兵器国は過去数年P5プロセスにおいてこの議論を発展させてきている。また2022年1月3日、それは延期される前であるが、NPT再検討会議開催の前日にこの共同声明を発表し、直接会議に向けてこの問題の重要性を強調するものであった。

しかし2月24日にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始され、ロシアが核兵器の使用の威嚇を頻繁に行うようになっている。両者とも国連憲章を含む国際法の基本的規則に違反するものであるが、国際社会は有効な解決策を示せない状況である。これは核兵器の意図的な使用の威嚇であり、核リスク低減の概念に含まれないが、核兵器の使用に関する重大な問題となっている。5核兵器国によるこの問題の直接の対話は現在不可能であり、この問題の進展のためには新たな事態の展開が必要であろう。

V 消極的安全保証

（1）再検討会議における議論

消極的安全保証（negative security assurances）とは、非核兵器国に対して核兵器を使用しないという核兵器国による保証を意味する。以前から NPT 再検討会議で議論されてきたが、今年 2 月にロシアによるウクライナ軍事侵攻が発生し、再び関心が高まっている。ウクライナの NPT 加入の際に、それまでウクライナ領に配備されていたロシアの管理下にある多数の核兵器をロシアに引き渡す件に関連して、NPT の寄託国である米国、ロシア、英国は、1994年 12 月 4 日に、「ウクライナの独立と主権および既存の国境を尊重する。ウクライナに対する威嚇や武力行使を行わない」ことなどをブダペスト覚書として約束していた。

今回の再検討会議において、米国、英国、フランスは「核兵器国ための原則と責任ある実施」という作業文書を提出し、軍縮・軍備管理の有意義で達成可能な 5 つの措置の 1 つとして、「我々は、NPT 非核兵器国に対して、各国による消極的および積極的安全保証を提供し続け、すでに与えられたその保証を尊重する」ことに言及している。

次に中国は、「安全保証」と題する作業文書を提出し、①核兵器国は、いかなる時にもいかなる状況においても核兵器を第一に使用しないことを明確に約束すべきであり、非核兵器国または非核兵器地帯に対して核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを明確に約束すべきである。②核兵器国は相互に核兵器の第一使用をしないという多国間条約を締結すべきである。③軍縮会議は非核兵器国に対する安全保証に関する国際法的文書の締結につき早期に実質的作業を開始すべきである。④核兵器国は国家安全保障政策における核兵器の役割を減少させ、核兵器第一使用に基づく核抑止政策を放棄すべきで、核攻撃の目標としてある国家を擧げること、または管理下にある核兵器で他の国を照準とするのをやめるべきである。⑤核兵器国は、非核兵器地帯を設置する非核兵器国の努力を支持し、法的拘束力ある形で対応する義務を実行すべきである。

NAC は、すべての関係国は非核兵器地帯設立条約の関連議定書の発効に必要なあらゆる措置をとるべきであり、条約の目的に両立しない留保や一方的宣言を撤回すべきであると主張している。⁽⁵⁰⁾ NPDI は核リスク低減のための11の措置の1つとして、消極的安全保証を挙げている。⁽⁵¹⁾ 核軍縮前進のためのステッピング・ストーンは22措置の1つとして、「核兵器国は、非核兵器地帯条約の場合も含めて、集団的または個別に消極的安全保証を強化すべきである」と主張している。⁽⁵²⁾

NAM は、「核兵器の全廃に至るまでの間、このグループは高い優先事項として、あらゆる環境における核兵器の使用または使用の威嚇に対し、すべての核兵器国によるすべての非核兵器国に対する効果的で、普遍的で、無条件で、無差別で、取り消せない法的拘束力ある保証に関する交渉の早期の開始を要請する」と述べている。⁽⁵³⁾

（2）最終文書草案の内容

これまでの進展については、まず「会議は、核兵器の全廃が核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の完全な保証であることを再確認する。会議はまた、消極的安全保証の強化が核不拡散レジームへの信頼醸成、核軍縮の進展および全体的な安全保障環境の改善に貢献すると認識する」と基本的立場を表明している（143項）。

次に、「会議は、条約締約国である非核兵器国に対して一方的にまたは多数国により与えられた安全保証に関するすべての現存の義務および約束へのすべての核兵器国による完全な遵守の重要性を再確認する。そこには1994年の核不拡散条約へのウクライナの加入に関連した安全保証に関する覚書の下での約束も含まれる」と規定している（144項）。

さらに「会議は、核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを保証するすべての核兵器国による効果的で、普遍的で、無差別で、無条件の法的拘束力ある取決めの作成に進展がないことを遺憾に思う」と、批判的に述べている。（145項）

最後に、「会議は、非核兵器地帯条約の関連議定書への核兵器国による批准

に向けての一層の進展を要請する」と規定している（161項）。

将来の行動計画として、「核兵器の全廃に至るまでの間、核兵器国は(a)彼らが引き受けたすべての現存の安全保証に敬意を表し尊重すること、(b)彼らのそれぞれの国家声明に一致して条約締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用せず、使用の威嚇を行わないことを約束する」と規定している（187-32項）。

また締約国は、核兵器の使用または使用の威嚇をしないことを非核兵器国に保証する効果的な国際取決めの議論を軍縮会議が即時に開始すること、限定なしに実質的に議論することを、法的拘束力ある文書を排除することなくこの問題のすべての側面を取り扱う勧告を作成する目的をもって、即時に開始することを要請している（187-33項）。

（3）今後の課題

消極的安全保証の問題は NPT の交渉過程以来、非核兵器国は核兵器の取得を放棄する代償として消極的安全保証が与えられるべきであると主張してきたが、現実にはほとんど進展が見られない状況が続いてきた。他方、非核兵器地帯の設置に伴い、条約の議定書として核兵器国が核兵器の使用または使用の威嚇を行わないことを法的に約束することは実際に行われてきている。しかしこれに関しては核兵器国が一方的な解釈宣言において、その範囲を大幅に狭め、また実質的な意義をなくすようなことを実行してきている。

再検討会議での議論は非核兵器地帯にとどまらず、すべての非核兵器国である締約国に対して消極的安全保証を与えるべきであるという議論であり、これは非同盟諸国を中心と長らく主張されているが、現実にはまったく進展していない。核抑止論に依存する核兵器国は核兵器の使用および使用の威嚇により自国の安全保障を維持しようと考えており、最大の自由を維持しようとしているからである。

また今回のロシアによるウクライナ侵攻は国連憲章の明確な違反であるし、ウクライナに対する核兵器使用の威嚇も国連憲章の明確な違反である。さらにウクライナの NPT 加入に際してロシア、米国、英国はブダペスト議定書で、

ウクライナの独立と主権および既存の国境を尊重し、ウクライナに対する威嚇や武力行使を行わないと約束していたにも拘らず発生したものである。

このような状況において、核兵器国が非核兵器国全体に対して実効的な消極的安全保証を与えるのは極めて困難に思われるが、非核兵器地帯条約議定書の解釈宣言の撤回などから徐々に進めるべきであり、NPT の文脈においても核兵器所有の権利を放棄している非核兵器国に対する正当な義務として、早期の検討が必要である。そうでなければ、核兵器の保有を目指す非核兵器国が現れる可能性が高くなり、NPT の基盤そのものが崩壊の方向に進むことが危惧される。

むすび

第10回 NPT 再検討会議は最終文書の採択に失敗したのみならず、NPT 上の核兵器国による核兵器の使用の威嚇が続く中で行われ、NPT の52年の歴史の中でも最も厳しい国際安全保障環境の中での開催であった。また核軍縮に関してはいくつかの条約が失効し、新 START 条約のみとなり、その後継条約の交渉の行方も不明である。他方、核兵器国間における核軍備競争はきわめて強力に推進されており、核兵器国間の対立も先鋭なものになっている。そのような現実に直面して NPT は条約体制の確立以来、最大の試練に直面していると考えられる。

会議で最終文書のコンセンサスによる採択はできなかつたが、4週間にわたる会議での議論は、一般演説においても主要委員会でもさまざまな問題が深く議論され、また関連する多くの作業文書が提出されたことからして、十分な議論が行われたと判断できる。再検討会議の最終文書の作成は、議論を踏まえて主要委員会の議長の責任で提出され、何度か改訂され、その後3主要委員会の提案をまとめて会議の議長の責任で全体の最終文書草案が提出され、2度改訂されたものが最終文書草案として会議最終日前日に提出されたが、ロシアの反対で最終文書は採択されなかつた。コンセンサスによる採択に向けて各国は自国の主張を和らげながら議論を続けたものであり、ロシアが反対した部分を除

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

いて全体的には参加国的一般的な合意が最終文書最終案に存在していると考えるのが妥当である。

核軍縮についての今後の行動計画に関しても、多くの非核兵器国の期待値よりも低いものであるが、今後取るべき核軍縮措置についても一定の成果が示されているので、すべての締約国はこの会議での議論を基礎に新たな核軍縮の行動を推進すべきである。また核兵器禁止条約に対してもその存在自体は会議で承認されており、条約支持国は締約国の増加に向けて一層努力すべきである。また核兵器国は核兵器国間の関係改善を第一に今後の活動を進め、さらに現在の核軍備競争を鈍化させ、核兵器使用のリスク低減を初めとして、安全保障政策・ドクトリンにおける核兵器の役割および重要性を低減させる方向での努力を行うべきである。

- (1) Statement of the UN Secretary-General, Antonio Guterres, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_UNSG.pdf
- (2) U.S. White House, President Biden Statement Ahead of the 10th Review Conference of the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, August 01, 2022. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/08/01/president-biden-statement-ahead-of-the-10th-review-conference-of-the-treaty-on-the-non-proliferation-of-nuclear-weapons/>
- (3) Statement by Russian Federation, General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_Russia.pdf
- (4) Statement by the U.S., General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_USA.pdf
- (5) Statement by China, General Debate, August 2, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_China.pdf
- (6) Statement by Switzerland, MC.I, August 4, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/4Aug_MCI_Switzerland.pdf
- (7) Statement by Ireland, General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_Ireland.pdf

- calwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_Ireland.pdf
- (8) Statement by Austria, General Debate, August 2, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_Austria.pdf
- (9) Statement by NAC, General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_NAC.pdf
- (10) NPT Review Conference, Draft Final Document, 25 August 2022, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/documents/CRP1_Rev2.pdf
- (11) U.S. Whitehouse, Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Race, January 3, 2022. <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/01/03/p5-statement-on-preventing-nuclear-war-and-avoiding-arms-races/>
- (12) Working Paper by 5 nuclear weapon states, Strategic risk reduction, 7 December 2021, NPT/CONF.2020/WP.33. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/359/73/PDF/N2135973.pdf?OpenElement>
- (13) Working Paper by U.S., U.S. Leadership in Strategic Risk Reduction, 19 May 2022, NPT/CONF.2020/WP.55. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/446/04/PDF/N2235704.pdf?OpenElement>
- (14) Working Paper by France, U.K, and U.S., Principles and responsible practices for Nuclear Weapon States, 29 July 2022, NPT/CONF.2020/WP.70. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/446/53/PDF/N2244653.pdf?OpenElement>
- (15) Working Paper by Russia, Nuclear Disarmament: an area of shared responsibility, 27 May 2022, NPT/CONF.2020/WP.56. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/364/79/PDF/N2236479.pdf?OpenElement>
- (16) Working Paper by China, Security assurances against the use or threat of use of nuclear weapons, 29 July 2022, NPT/CONF.2020/WP.32. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/359/73/PDF/N2135973.pdf?OpenElement>
- (17) Statement by NPDI, General Debate, August 2, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_NPDI.pdf
- (18) Working Paper by NPDI, Recommendations for consideration, 10 September

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

- 2021, NPT/CONF.2020/WP.10. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/264/93/PDF/N2126493.pdf?OpenElement>
- (19) Statement by the Stockholm Initiative for Nuclear Disarmament, General Debate, August 2, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/3Aug_StockholmInitiative
- (20) Working Paper by Stockholm Initiative, A nuclear risk reduction package, August 22, 2022, NPT/CONF.2020/WP.9/Rev.1. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/461/42/PDF/N2246142.pdf?OpenElement>
- (21) Working Paper by 15 States, Stepping stones for advancing nuclear disarmament, 12 March 2020, NPT/CONF.2020/WP.6. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/348/42/PDF/N2134842.pdf?OpenElement>
- (22) Statement by Ireland, MC.I, August 4, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/4Aug_MCI_Ireland.pdf
- (23) Statement by Austria, General Debate, 02 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/2Aug_Austria.pdf
- (24) Working Paper by Austria, The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons as the cornerstone of the nuclear disarmament and non-proliferation regime and its relationship to other relevant treaties, 29 June 2022, NPT/CONF.2022/WP.61. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/407/12/PDF/N2240712.pdf?OpenElement>
- (25) Working Paper by Austria, Ireland, Kazakhstan and Mexico, Complementarity of TPNW with the existing disarmament and non-proliferation regime, 26 August 2022, NPT / CONF. 2022 / WP. 76. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/475/26/PDF/N2247526.pdf?OpenElement>
- (26) Statement by Austria, op. cit, note 23.
- (27) Working Paper by Austria and 17 states, Measures to reduce the breadth of risks associated with nuclear weapons and measures to avoid increasing this risk, 10 August 2022, NPT/CONF.2020/WP/60/Rev.1. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N22/458/48/PDF/N2245848.pdf?OpenElement>
- (28) Statement by NAC, General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_NAC.pdf
- (29) Working Paper by NAC, Taking forward nuclear disarmament, 11 November

- 2021, NPT/CONF.2020/WP.5. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/334/46/PDF/N2133446.pdf?OpenElement>
- (30) Statement by NAM, General Debate, August 1, 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_NAM.pdf
- (31) Working Paper by NAM, Security assurances against the use or threat of use of nuclear weapons, 22 November 2021, NPT/CONF.2020/WP.23. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/350/28/PDF/N2135028.pdf?OpenElement>
- (32) Working Paper by NAC, op. cit., note 29.
- (33) Working Paper by NAM, Nuclear disarmament, 22 November 2021, NPT/CONF.2020/WP.20. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/350/04/PDF/N2135004.pdf?OpenElement>
- (34) Working Paper by Cuba, Complementarity between the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, 27 December 2021, NPT/CONF.2020/WP.48. <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N21/417/89/PDF/N2141789.pdf?OpenElement>
- (35) Working Paper by Austria, op. cit., note 24.
- (36) Working Paper by Austria, Ireland, Kazakhstan and Mexico, op. cit., note 25.
- (37) Joint Statement by Mexico, 17 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/17Aug_MCI_TPNW.pdf
- (38) Draft Report of MCI, 12 August 2022, NPT/MCI/CRP.1 https://www.icanw.org/first_drafts_of_npt_review_conference_outcome_documents_are_released
- (39) NPT Review Conference, Draft Final Document, op. cit., note 10.
- (40) Working Paper by U.S., op. cit., note 13.
- (41) Working Paper by 5 Nuclear Weapon States, op.cit., note 12.
- (42) Working Paper by U.S., U.K., France, op. cit., note 14.
- (43) Working Paper by NAC, op. cit., note 29.
- (44) Working Paper by 15 States, op. cit., note 21.
- (45) Working Paper by NPDI, op. cit., note 18.
- (46) Working Paper by Stockholm Initiative, op. cit., note 20.
- (47) Working Paper by Austria and 17 States, op. cit., note 27.
- (48) Working Paper by France, U.K. and U.S., op. cit., note 14.
- (49) Working Paper by China, op. cit., note 16.
- (50) Working Paper by NAC, op. cit., note 29.

第10回 NPT 再検討会議と核軍縮

- (51) Working Paper by NPDI, op. cit., note 18.
- (52) Working Paper by 15 states, op. cit., note 21.
- (53) Statement by NAM, General Debate, 1 August 2022. https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2022/statements/1Aug_NAM.pdf